

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和元年 11 月 5 日 (火) 第 9 1 5 0 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (334) (福祉監査指導課) 2
	鳥取県立とっとり花回廊の利用料金の一部改正 (335) (生産振興課) 2
	保安林の指定の解除予定 (336) (森林づくり推進課) 3
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (危機対策・情報課) 3

告 示

鳥取県告示第334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社ワイツ ーケー	米子市河岡38-19	オレンジ薬局	米子市福市1723-9	居宅療養管理指導	令和元年9月30日
有限会社増谷慶 一郎薬局	米子市明治町131	有限会社増谷慶一 郎薬局元町店	境港市元町1797	〃	〃

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社ワイツ ーケー	米子市河岡38-19	オレンジ薬局	米子市福市1723-9	介護予防居宅療 養管理指導	令和元年9月30日
有限会社増谷慶 一郎薬局	米子市明治町131	有限会社増谷慶一 郎薬局元町店	境港市元町1797	〃	〃

鳥取県告示第335号

平成28年鳥取県告示第276号（鳥取県立とっとり花回廊の利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第21号）第10条第2項の規定に基づき令和元年10月16日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>1 利用料金</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) フラワートレイン利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;"> 高等学校の生徒、 学生又は一般人 （午後6時から午 後8時までの間に 利用する場合を除 </td> <td style="border: 2px solid black;"> 1人1回につき 300円 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	略		高等学校の生徒、 学生又は一般人 （午後6時から午 後8時までの間に 利用する場合を除	1人1回につき 300円	<p>1 利用料金</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) フラワートレイン利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;"> 高等学校の生徒、 学生又は一般人 </td> <td style="border: 2px solid black;"> 1人1回につき 300円 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	略		高等学校の生徒、 学生又は一般人	1人1回につき 300円
区分	金額												
略													
高等学校の生徒、 学生又は一般人 （午後6時から午 後8時までの間に 利用する場合を除	1人1回につき 300円												
区分	金額												
略													
高等学校の生徒、 学生又は一般人	1人1回につき 300円												

<p>く。)</p> <p>高等学校の生徒、 学生又は一般人 (午後6時から午 後8時までの間に 利用する場合に限 る。)</p> <p>略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>1 人 1 回につき 100円</p> <p>略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>略</p> <p>略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>
--	---	---

附 則

この告示は、令和元年11月15日から施行する。

鳥取県告示第336号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
米子市和田町字下灘屋敷東3274の28、字上灘屋敷東3610の33
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達 件 名 及 び 数 量 鳥取県防災行政無線ネットワーク機器等更新業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定
した日 令和元年10月7日
- 4 契約の相手方の名称及び
所在地 日本無線株式会社山陰営業所
島根県松江市白潟本町13-4
- 5 契 約 金 額 49,280,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 特許権等の排他的権利に係る特定役務の調達をするものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号）
- 7 契約事務担当部局の名称
及び所在地 鳥取県危機管理局危機対策・情報課
鳥取市東町一丁目271